第7次御宿町行政改革大綱

平成26年3月改訂

御宿町

第7次行政改革大綱の策定にあたり

今回の行政改革大綱は、第6次行政改革大綱(目標年次:平成23年度~平成25年度)の検証結果を基に、「笑顔と夢が膨らむまち」を目標とした第4次御宿町総合計画の実現に向け策定するものです。

町総合計画の示す人口推計では、今後、人口減少が進むとともに4年後の平成29年 の高齢化率は50%に近い予測となっています。

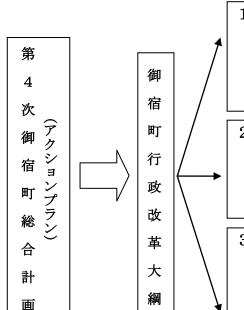
本町では、事務事業の見直しをはじめ職員の削減など行政改革を行ってまいりましたが、少子高齢化による働く世代の減少や税収の減収に伴い、町の財政状況が一段と厳しさを増す一方で、東日本大震災を教訓とした防災対策、高齢者福祉対策、教育・子育て支援の充実、産業振興、道路や橋梁等の社会資本の維持・整備等多くの課題への対応が求められています。

こうした中、行政サービスの維持・向上を図るため、引き続き職員個々の意識改革を 含めた資質向上や、住民との協働によるまちづくりを進めるなど行政改革に積極的に取 り組みます。

大綱の基本方針

第7次行政改革大綱の目指すべき方向性と基本的な考え方は、町総合計画の基本理 念である「笑顔と夢が膨らむまち」の目標を実現するため、限られた行政資源を効率 的・効果的に活用し、小規模団体の利点である住民の顔が見える関係を大切にしなが ら協働による計画的な健全財政運営を継続的に推進することを目指します。

< 体 系 図 >



- 1 協働と連携によるまちづくりの推進
 - ・わかりやすい町政運営を目指します
 - ・住民との協働によるまちづくりを進めます
 - ・住民相互の連携等を進めます (住民活動 地域協働 住民参画)
- ・住民からの声を活かします

・ 効率的な行政運営の展開と職員の人材育成

- ・住民にやさしく利用しやすい役場づくりを目指します
- ・民間手法を取り入れた事業を展開します
- ・指定管理者制度の活用や業務委託等を検討します
- ・職員の人材育成と適正な人事管理を行います

3 健全財政運営の推進

- ・自主財源の確保に努めます
- (庁内連携による各種未収金の徴収強化対策 新たな自主財源 の確保のための研究 普通財産の積極的な活用・売却 手数 料や使用料の見直し等)
- ・効率的・効果的な財政運営に努めます (事務事業の見直し 公共施設の統廃合 財政の健全化)

実施期間及び進行管理

今回の計画期間は総合計画前期アクションプラン終期と計画期間をあわせて行政改革に取り組むため、平成26年度から平成29年度までの4年間とします。

改革の進行管理は、具体的な改革項目を示した実施計画を策定し、全庁で確認すると ともに、年度ごとに実施方法の見直しを行います。

また、行政改革推進住民懇談会やホームページなどで進捗状況等をわかりやすく公表 してまいります。

第6次行政改革大綱の検証

第6次行政改革大綱で推進した施策の検証は次のとおりです。

1. 住民と協働のまちづくりの推進

(1) 成果

ボランティア団体等への助成制度の創設、住民やグループが参画しやすい取り組みを 行なったこと、町からの各種広報媒体を通じて行財政情報を積極的に提供することによ り、住民が町事業へ自主的に参加することや意見を言える環境づくりを行いました。

魅力ある地域づくり補助制度を活用した、地域住民が主体の事業の活性化や地域同士のつながりが徐々に広がりを見せてきました。

(2)課題

災害発生時の住民同士の助け合い、近所同士での犯罪の未然防止、行政区での様々な 取り組みへの積極的参加など住民同士のつながりが、今後さらに重要となります。

また、地域住民の中の様々な知識や経験をもった貴重な人材を活かし、シルバー人材バンクなどの人材活用の推進を図ることが必要となります。

2. 簡素で効率的な行政運営の展開

(1) 成果

住民サービスの向上を第一に考え、町が行っていた事務事業を、民間委託の方が効率 的・効果的なものについては積極的に委託を活用しました。

また、効率的な事務運営を図るため、計画的な研修計画を基に積極的に研修へ参加させることや勤務評定の適正運用により、職員の意識改革、資質向上に努めました。

(2)課題

役場窓口の利便性の向上に向けた検討を含め、各課への適正な職員数の配置などを考慮した組織改革の検討が必要です。次期定員適正化計画の策定による職員全体数の適正化を図る必要があります。

また、指定管理者制度(*1)の活用や民間委託を推進した事業の効果、さらに事務の 効率を考え、積極的に推進していくことが必要です。

3. 健全財政運営の推進

(1) 成果

各種未収金等の徴収強化対策や各種印刷物への広告掲載事業、普通財産の売却等の実施により、自主財源の確保に努めました。

また、限られた財源の計画的運用のため、予算の重点配分をはじめ、事業選定、事務改善、執行方法の改善について総合的に見直し、事業経費等の削減を図りました。

(2) 課題

今後、公共施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加が見込まれ、歳入面では大きく伸びる要因も見込めず、今まで以上に歳入歳出のバランスのとれた財政運営が求められることから、国県の各種補助金の有効活用や町有財産の活用・売却に向けた取り組みをより一層推進していかなければなりません。

また、負担の公平性の観点から、町税等をはじめとした各種使用料においても、これまで実施してきた未収金対策を強化し、使用料・手数料の見直しなどによる自主財源確保の積極的な取り組みが求められます。歳出抑制施策としては、事務事業評価による事業の選択など行財政運営に努める必要があります。

第7次行政改革の施策

第7次行政改革大綱で推進する施策は次のとおりです。

1 協働と連携によるまちづくりの推進

住民との協働と連携によるまちづくりを進めるためには、住民・地域団体・事業者等に対し、施策の方向性について的確な情報提供を行い、理解や共有することが重要です。そのため、町政についてさらにわかりやすく伝えながら、多くの住民等が行政へ参画できるよう努めます。

また、住民から意見を出しやすくするための広報広聴機能を充実させていきます。

(1) わかりやすい町政運営を目指します

行政の公平性・透明性を高めながら、住民への情報提供の充実や説明責任を果たすため、広報紙やホームページ、SNS(*2)など各種広報媒体を充実するとともに、個人情報保護に留意し、住民への情報公開を積極的に行います。

(2) 住民との協働によるまちづくりを進めます

住民の多様なニーズに対応するためには、行政のみが公共サービスを担うのでは なく、住民・地域団体・事業者等とのパートナーシップにより、住民と行政との役 割分担を明確にしながら、行政の責任範囲や実施形態などについて見直しを行います。

(3) 住民相互の連携等を進めます

ア 住民活動を支援し、自立化を促します

住民活動支援とまちづくりの仕掛けや仲間づくりを応援します。

参加意欲を高め、地域コミュニティのさらなる充実・活性化を支援します。 さらには、防災や防犯に強いまちづくりを目指すため、自主防災組織やSS T(安全で安心なまちづくり推進隊)の育成や連携を強化します。

イ 自立した地域を育むため地域協働を推進します

高齢者の能力・経験は地域にとっては貴重な財産であり、その力を発揮できるよう支援します。また町や行政区、住民団体などの相互の連携を強化し地域の協働を図ります。

ウ 住民参画を進めます

提案公募型協働事業など住民自らが実践するまちづくりへの支援や町が策定する各種事業計画の立案段階からの住民参画を促進します。

(4) 住民からの声を活かします

役場や公共施設における住民の利便性や住民満足度を向上させるには住民の 声が基本であることから、住民懇談会など町長自らが住民と語り合う環境づく りに努めます。

2 効率的な行政運営の展開と職員の人材育成

効率的な行政運営と更なる住民サービスの向上をめざし、これまでの改革への取組みを継続するとともに住民の利便性や適正な職員数を実現するための組織機構改革や民間のノウハウを活かした事業を展開し、行政の責任と事務効率を考えながら、指定管理者制度の活用や業務委託等を検討していきます。

また、地方分権の推進により、専門的・多様化する事務事業の実施や住民とのコミュニケーション強化など、今まで以上に職員の行政能力と弾力的な対応能力が求められています。計画的な研修派遣と研修内容を充実しつつ、OJT(*3)や自己研鑽、勤務評定の適正運用を行うことにより、職員の意識改革、資質向上、事務の効率化を図り、時代に即した職員の育成を目指します。

(1) 住民にやさしく利用しやすい役場づくりを目指します

職員の住民へのやさしい接遇を基本に、役場窓口の利便性の向上や職員の適正配置について検討します。

(2) 民間手法を取り入れた事業を展開します

行政直営の事業についても民間のノウハウを取り入れ、コスト削減の方策やサービスを第一に、より住民満足度の高い事業展開に努めます。

(3) 指定管理者制度の活用や業務委託等を検討します

民間が実施する方が効率的・効果的な事務事業については指定管理者制度やPF I(*4)など様々な手法を検討します。また、特殊性・専門性の高い事務事業については、業務委託等を検討します。

(4) 職員の人材育成と適正な人事管理を行います

住民サービス向上という共通認識のもと、危機意識・改革意欲を持った職員の育成に努め、限られた職員数の中での人材の能力向上を図ります。

また、住民満足度の高いサービス提供のため、職員の任期付任用(*5)や再任用(*6)といった制度を活用し、それぞれのサービス提供に応じた適正な職員の配置を行います。

3 健全財政運営の推進

(1) 自主財源の確保に努めます

ア 庁内連携による各種未収金の徴収強化対策を進めます

町税等をはじめ各種未収金については、負担の公平性を堅持するため、庁内の連携を図りながら、収納率向上の取り組みを強化します。

イ 新たな自主財源の確保について研究します

各種印刷物への広告掲載事業を引き続き実施し、新しい自主財源確保に向けて研究します。

ウ 普通財産を積極的に活用・売却します

普通財産の活用や売却に向けた土地境界の確定、測量などを行い売却などによる自主財源の確保を推進します。

エ 手数料や使用料の見直し等を検討します

適正な受益者負担の観点から、消費税率の改定に伴う手数料や使用料、料金等の適正化や減免措置のあり方について検討を行います。

(2) 効率的・効果的な財政運営に努めます

ア 事務事業の効率的・効果的な業務執行に努めます

ゼロベースを起点に、事務事業の有効性や経済性を勘案し、継続的改善を進めます。

イ 公共施設の統廃合について検討を進めます

公共施設については、役割や将来の維持管理コストの検討を行い、統廃合や 別用途での活用を検討します。

ウ 財政の健全化に努めます

計画的な予算運用を徹底するほか将来を見据え、維持管理基金、財政調整基金への積み立て、公債費抑制に努めます。

- **指定管理者制度(*1)・・・**民間の能力を活用することによって、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上や経費の節減を図るため、公の施設の管理を町が指定する法人やその他の団体が行う制度。
- **SNS(*2)・・・**ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking service) の略で、人と人との社会的なつながりをインターネット上で構築・サポートするサービスのこと。
- OJT(*3)・・・On The Job Training の略で、日常の業務の遂行を通じて必要な知識、 技能、態度等の充実向上のために、教育的な意図をもって計画的かつ継続 的に行う研修のこと
- PFI(*4)・・・公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のよう に行政が直接施設を整備せずに、民間の資金とノウハウを活用して民間に 施設整備と公共サービスの提供を委ねる政策手法のこと。
- 任期付任用(*5)・・・一般職の職員について、専門的な知識経験等を有する業務に従事 させる場合や一定期間業務量の増加が見込まれる場合、行政の外部から任 期を定めて採用する制度
- 再任用(*6)・・・地方公共団体の定年退職者等で、従前の勤務実績等に基づく選考により再び採用された者のこと。高齢化社会に対応し、高齢者の知識・経験を 社会的に活用するとともに、定年以後の生活を支えるため導入された制度。